(目的)

第1条 仙台市社会福祉協議会(以下「本会」という)WEB ページに民間事業者等のバナー 広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、仙台市社会福祉協議会広告掲載 要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下 の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

- 第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(市社協 WEB ページとの区別)

- 第3条 次の表現については、ユーザーが本会 WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 本会 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など行政及び本会を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが行政及び本会の事業であると錯誤しやすいもの
 - (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則 (平成25年・3月)

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月1日改正)

(施行期日)

1 この改正ガイドラインは、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。